

名古屋市告示第445号

生活保護法による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、同法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

令和 7年 9月 4日

名古屋市長 広 沢 一 郎

1 はり・きゅう

施 術 所 名	所 在 地	指 定 年 月 日
施 術 者 名		
おぞ訪問鍼灸院	名古屋市中区丸の内二丁目 9番 5号	令和 7年 7月15日
高鋏 裕行		

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課